平成２３年（フ）第２２３号
埼玉県熊谷市上中条1838番地
債務者　関根　貞男
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第２５号
新潟県新発田市豊町３丁目12番20号　コーポセビアン103
債務者　松浦　辰成
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２３年（フ）第８２１号
愛知県東海市名和町中前後10番地の１　１棟503号
債務者　萩原　幸美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９５９号
名古屋市東区砂田橋５丁目２番16号　ディアコート砂田橋101号
債務者　立花　一雄
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３７６号
名古屋市西区枇杷島４丁目11番30号　ソレーユＦＵＪＩ303号
債務者　蓬田　尚大
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３９９号
愛知県小牧市大字間々402番地１　メゾンリベルテＢ棟205号
債務者　齋藤　寿子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８号
兵庫県加東市上滝野2368番地
債務者　濵田　豊實
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第２３０号
香川県東かがわ市三本松680番地152ＴＯＡビル１階１号室
債務者　藤井　　昇
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２３６号
香川県東かがわ市三本松680番地152ＴＯＡビル１階１号室
債務者　藤井　　弘
1　決定年月日時　平成23年６月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１９８号
香川県高松市香川町川東上2187番地13
債務者　梶元　美夏（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３００２号
福岡市西区福重４丁目16番20―305号
債務者　神谷　栄三
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４０４号
福岡市南区塩原４丁目１番２―701号
債務者　野間　直美
1　決定年月日時　平成23年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４２２号
福岡市博多区西月隈５―19―36―601、住民票上の住所福岡市博多区銀天町３丁目６番18―906号
債務者　廣光　敏子
1　決定年月日時　平成23年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４３７号
福岡県大野城市栄町１丁目２番８号
債務者　森　　英二
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４５９号
福岡市東区和白３丁目21番26号
債務者　古賀　優子
1　決定年月日時　平成23年６月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６１０号
福岡市西区姪の浜２丁目21番９―202号
債務者　瀬川　美保（旧姓行武）
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６３６号
福岡市博多区麦野５丁目13番32―202号
債務者　吉原　伸行
1　決定年月日時　平成23年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部